

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

## 1 人口等の推移

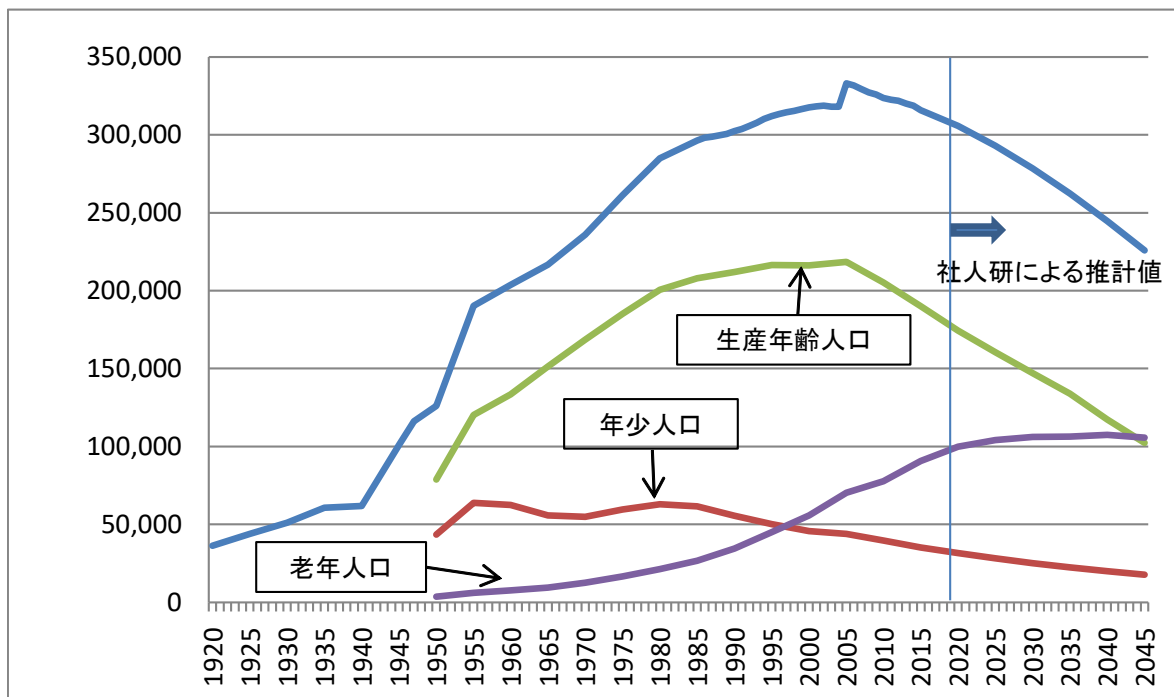
### (1) 総人口および年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、2005年（平成17年）に河辺町・雄和町と合併して33万人に達しましたが、その後は減少が続き、2023年（令和5年）11月には、合併前の1990年（平成2年）以来、33年ぶりに、30万人を割りました。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計（平成30年公表）によると、2045年には、約22万6千人（2015年（平成27年）から約28%減少）になると推計されています。推計によると、年齢3区分別人口の割合は、年少人口割合が一貫して減少する一方、老年人口割合は一貫して増加を続け、2045年には、生産年齢人口割合を超えることが推計されています。

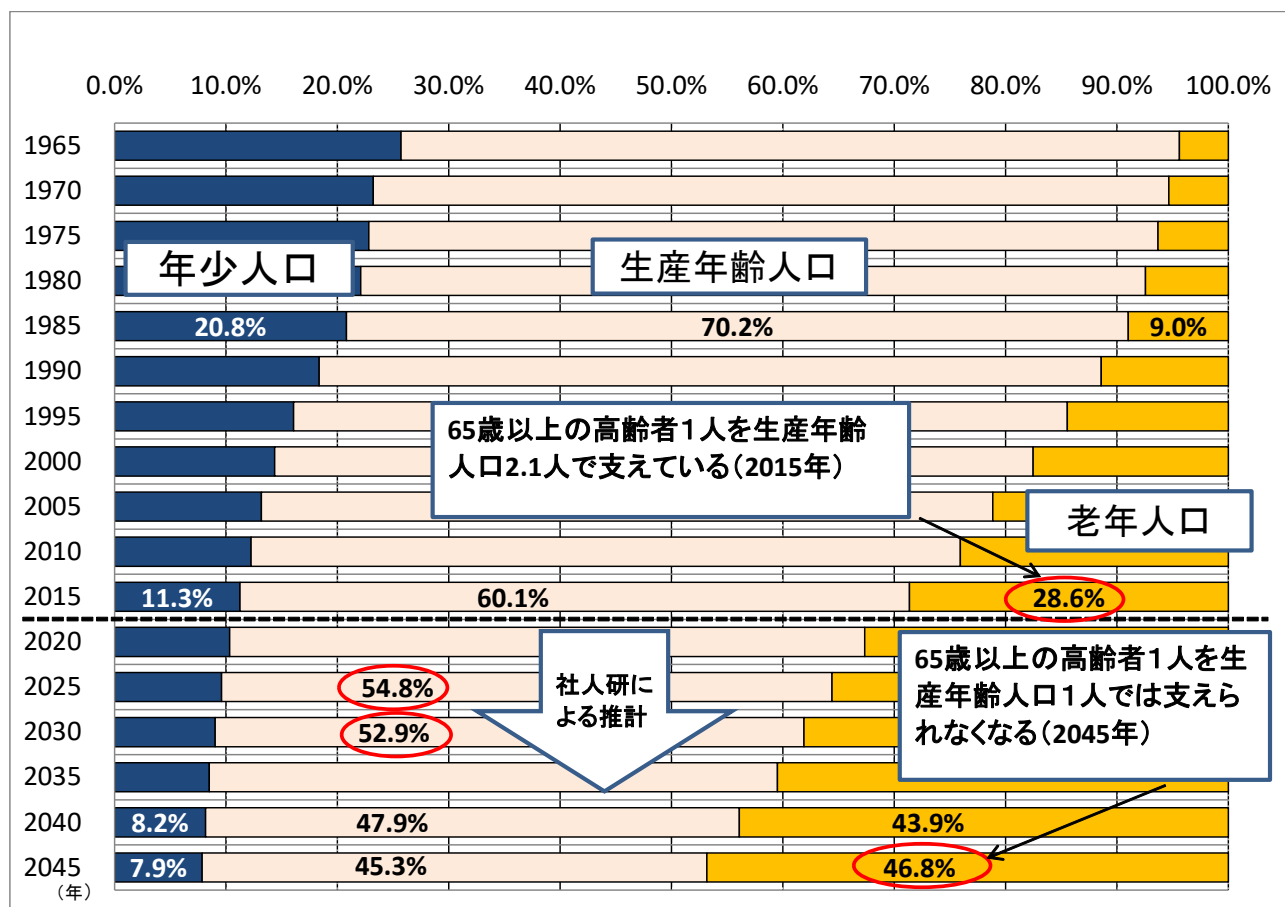
なお、本市では、2021年（令和3年）に「秋田市人口ビジョン」を改訂するとともに、「第2期秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2040年の目指すべき将来人口を、社人研による推計を上回る約26万人と定め、その実現に向けて着実に取り組んでいくこととしています。

総人口および年齢3区分別人口の推移



※「秋田市人口ビジョン」より

年齢3区分別人口の割合の推移

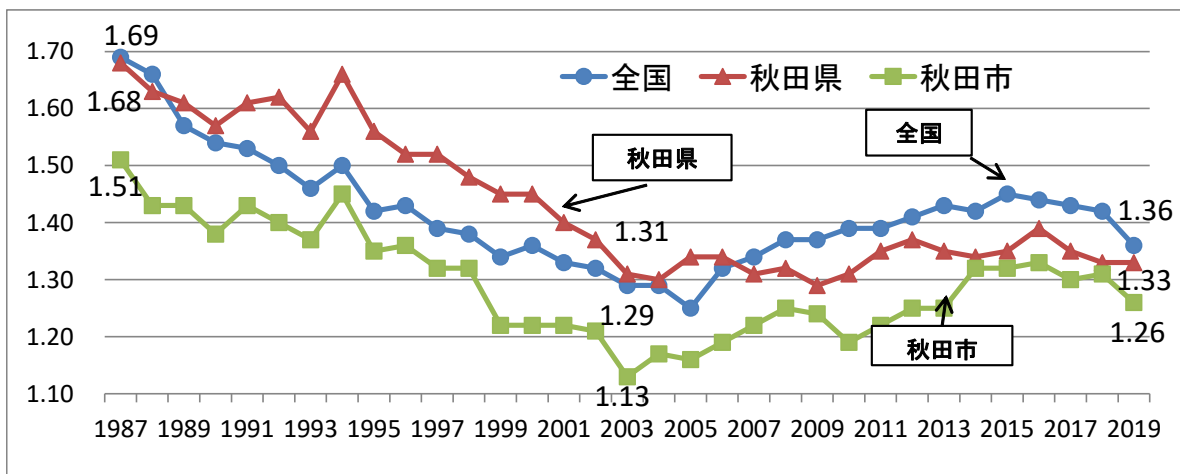


(2) 合計特殊出生率および未婚率の推移

1人の女性が一生に産む子どもの人数とされる「合計特殊出生率」の推移を見ると、1987年（昭和62年）以降、本市は一貫して県平均や全国平均を下回っており、2003年（平成15年）に1.13まで低下した後、上昇傾向となったものの、2019年（令和元年）は1.26でとどまっています。

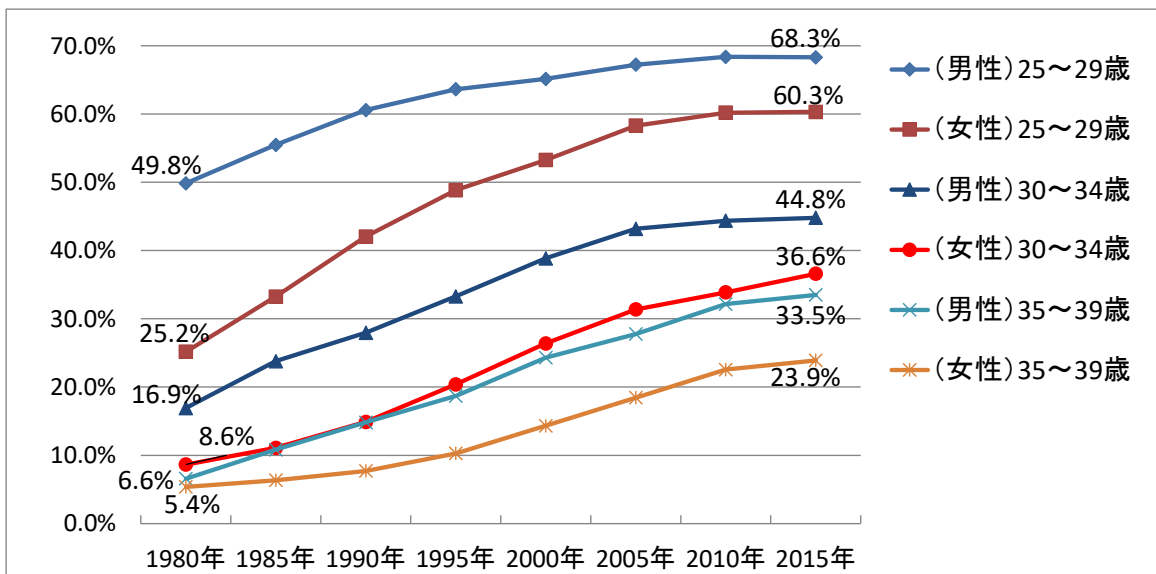
20代後半から30代の未婚率は男女共に上昇傾向が続いており、全国的な傾向と同様に、本市においても未婚化・晩婚化が急速に進行しています。

合計特殊出生率の推移



※「秋田市人口ビジョン」より

未婚率の推移



※「秋田市人口ビジョン」より

(3) 一般世帯数・高齢者がいる一般世帯数等の推移

本市では、人口減少が進行するなか、一般世帯数の増加に伴い、1世帯あたりの人員は減少しています。また高齢化の進行により、高齢者がいる一般世帯数が増加し、一般世帯に占める割合は44.3%となっています。このうち単独世帯（高齢者単独）、夫婦のみ世帯（夫婦のうち少なくとも1人は高齢者）も増加が続いています。

一般世帯数・高齢者がいる一般世帯数と一般世帯に占める割合の推移

世帯区分	一般世帯		高齢者がいる一般世帯					
	総数	1世帯当たり人員	総数		うち単独世帯		うち夫婦のみ世帯	
1995(平成7)年	114,764	2.66	30,952	27.0%	4,815	4.2%	8,548	7.4%
2000(平成12)年	122,728	2.53	36,953	30.1%	7,017	5.7%	11,029	9.0%
2005(平成17)年	130,630	2.48	46,073	35.3%	9,826	7.5%	13,374	10.2%
2010(平成22)年	131,074	2.40	50,490	38.5%	12,030	9.2%	14,854	11.3%
2015(平成27)年	135,018	2.26	56,719	42.0%	15,366	11.4%	16,741	12.4%
2020(令和2)年	136,634	2.18	60,469	44.3%	17,709	13.0%	18,395	13.5%

※「秋田市の人口－令和2年国勢調査報告－」より

## 2 福祉サービスの利用者数等の推移

### (1) 高齢者数等の推移

総人口が減少するなか、高齢者数は増加が続いています。本市の総人口に占める65歳以上人口の割合は30%を超え、秋田県全体よりは低いものの、全国の数値より高くなっています。

また、高齢者数の増加に伴い、要支援や要介護の認定者数も増加が続いています。

高齢者数と総人口に占める割合の推移

	総人口	65歳以上				70歳以上		75歳以上	
		人口	比率(%)	県(%)	全国(%)	人口	比率(%)	人口	比率(%)
2019(令和元)年度	306,178	95,269	31.7%	37.2%	28.5%	70,611	23.1%	48,535	15.9%
2020(令和2)年度	304,031	96,325	32.3%	37.9%	28.8%	72,792	24.4%	48,652	16.3%
2021(令和3)年度	305,586	96,569	32.3%	38.1%	28.9%	74,033	24.7%	48,386	16.2%
2022(令和4)年度	303,048	97,020	32.7%	38.6%	29.1%	75,257	25.3%	50,308	16.9%
2023(令和5)年度	300,096	97,174	33.1%	39.0%	29.1%	76,038	25.9%	51,611	17.5%

※秋田市「福祉の概要」より

※比率は年齢不詳を除いた人口で算出

要介護(要支援)認定者数の推移

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	うち第2号 (40歳～64歳)
2019(令和元)年度	2,812	2,483	4,468	3,318	2,915	2,141	1,511	19,648	377
2020(令和2)年度	3,044	2,444	4,667	3,300	3,029	2,238	1,443	20,165	372
2021(令和3)年度	3,033	2,419	4,770	3,252	3,007	2,221	1,465	20,167	365
2022(令和4)年度	2,936	2,388	4,779	3,345	2,939	2,203	1,301	19,891	361
2023(令和5)年度	3,090	2,348	4,937	3,329	2,951	2,196	1,247	20,098	354

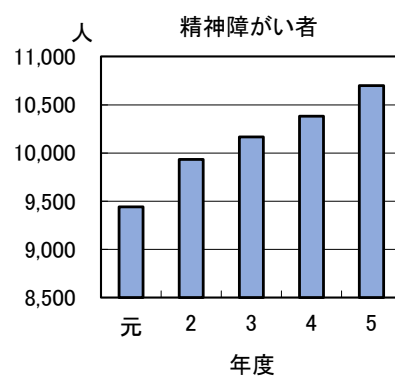
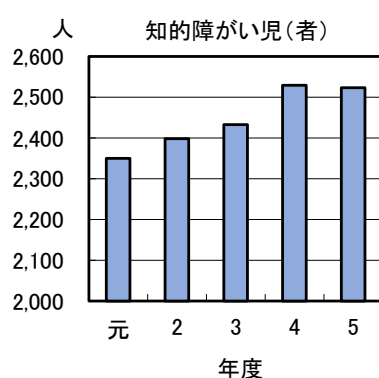
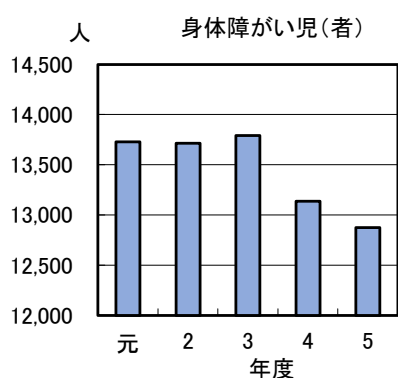
※秋田市「福祉の概要」より

(2) 障がい者数の推移

障がい者数は増加傾向が続いています。身体障がい者数は近年は減少傾向にありますが、知的・精神障がい者数が増加し、障がい者数の合計では増加傾向が続いているものです。

障がい者数の推移

	身体	知的	精神	合計
2019(令和元)年度	13,729	2,350	9,440	25,519
2020(令和2)年度	13,716	2,398	9,933	26,047
2021(令和3)年度	13,793	2,433	10,167	26,393
2022(令和4)年度	13,137	2,529	10,382	26,048
2023(令和5)年度	12,873	2,523	10,699	26,095



### (3) 児童数および児童の居場所の推移

年少人口および就学前児童数は、減少が続いています。就学前児童の居場所については、最も多いのが認定こども園となっており、児童数の推移では、保育所、幼稚園および在宅が減少しているのに対して、認定こども園が増加しており、令和4年度からは保育所を上回っています。

児童数および児童の居場所

	年少人口		就学前児童数		保育所 児童数	認定 こども園 児童数	幼稚園 児童数
		総人口比		在宅数			
2021(令和3)年度	32,102	10.7%	11,726	2,327	4,519	4,030	552
2022(令和4)年度	31,295	10.5%	11,261	2,235	4,154	4,210	840
2023(令和5)年度	30,388	10.3%	10,856	2,140	3,896	4,196	662
2024(令和6)年度	29,320	10.1%	10,270	1,836	3,655	4,227	624

※令和5、6年度秋田市社会福祉審議会児童専門分科会資料より、年少人口は国勢調査からの推計

※各年度4月1日現在、年少人口は10月1日現在

※保育所児童数は、認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、幼稚園（へき地保育所）の合計

※認定こども園児童数は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型の合計

※総人口比は年齢不詳を除いた人口で算出

### (4) 生活保護受給者の推移

生活保護受給者については、被保護者の人員、保護率（人口千対）ともに横ばいの状況にあります。本市の保護率は、秋田県の数値より高く、全国の数値に近いものですが、平成28年度から全国の保護率を上回っています。

また、被保護者に占める60歳以上の構成比は60%を超えています。

生活保護受給者の推移

	保護率			被保護者		60歳以上	
	秋田市	秋田県	全国	世帯数	人員	人数	構成比
2019(令和元)年度	1.75%	1.45%	1.64%	4,332	5,383	3,435	64.2%
2020(令和2)年度	1.73%	1.42%	1.63%	4,293	5,288	3,394	64.6%
2021(令和3)年度	1.75%	1.24%	1.63%	4,315	5,306	3,402	64.9%
2022(令和4)年度	1.74%	1.22%	1.62%	4,318	5,248	3,395	64.8%
2023(令和5)年度	1.74%	1.21%	1.63%	4,342	5,261	3,337	64.2%

※秋田市「福祉の概要」より

※被保護者は月平均、60歳以上は7月末日



### 3 秋田市地域福祉市民意識調査

---

#### (1) 調査の概要

---

地域福祉計画策定のために5年ごとに行っているもので、今回は、第5次秋田市地域福祉計画の策定作業を進めるうえで必要となる地域福祉ニーズや地域福祉施策の評価等の基礎資料を得るために実施したものです。

#### ア 調査内容

- (ア) 日常生活の困りごとについて (質問 1 ～ 7)
- (イ) 地域活動について (質問 8 ～ 13)
- (ウ) 地域福祉を支える制度について (質問 14 ～ 26)
- (エ) これからの地域づくりについて (質問 27 ～ 33)

#### イ 調査の設計

- (ア) 調査地域 : 秋田市内全域
- (イ) 調査対象 : 市内に居住する満18歳以上の男女個人
- (ウ) 標本数 : 2,000人
- (エ) 標本抽出方法 : 無作為抽出 (人口世帯表に基づく地域別人口比率により抽出)
- (オ) 調査手法 : 往復郵送による無記名アンケート方式
- (カ) 調査期間 : 令和4年12月27日から令和5年1月13日まで

#### ウ 有効回答者数

806人 (アンケート回収率 : 40.3%)

## エ 有効回答者の基本属性

属性		構成比	属性		構成比	属性		構成比
性別	男性	41.9%	居住歴	5年未満	3.5%	同居家族	単身	14.8%
	女性	57.1%		5年～9年	3.8%		夫婦だけ	33.1%
	その他	0.2%		10年～19年	10.0%		2世代(中学生以下いる)	14.5%
	無回答	0.7%		20～29年	13.6%		2世代(中学生以下いない)	23.6%
年代	10歳代	1.4%		30年以上	67.7%		3世代(中学生以下いる)	3.5%
	20歳代	4.5%	居住形態	無回答	1.2%		3世代(中学生以下いない)	3.8%
	30歳代	7.1%		持ち家(一戸建て)	81.1%		その他	4.8%
	40歳代	14.1%		持ち家(マンション)	3.0%	無回答	1.9%	
	50歳代	16.1%		借家(一戸建て)	2.4%	暮らし向き	余裕がある	2.9%
	60歳代	20.1%		借家(アパートやマンション)	10.7%		やや余裕がある	8.8%
	70歳代	21.7%		その他	2.1%		変わらない	42.8%
	80歳代以上	14.4%		無回答	0.7%		やや苦しい	28.7%
無回答	0.6%	職業		雇われている人	43.9%		苦しい	15.9%
居住地域	中央地域		22.6%	会社・団体などの役員	3.2%	無回答	1.0%	
	東部地域		20.0%	自営業主・家族従業者	6.1%	町の加入状況・自治会	加入している	85.6%
	西部地域		8.6%	その他有業者	1.7%		加入していない	4.6%
	南部地域		17.4%	学生	2.5%		分からない	6.7%
	北部地域		25.8%	専業主婦	8.2%		その他	0.6%
	河辺地域		2.6%	年金生活者	30.9%		無回答	2.5%
	雄和地域		2.0%	その他無業者	2.5%			
	無回答	1.1%	無回答	1.0%				

## (2) 調査結果

調査結果は、本計画書のなかで関連するページに引用しているほか、資料編148ページから159ページに掲載しています。また、詳細については、報告書として秋田市ホームページに掲載しています。

## 4 第4次秋田市地域福祉計画における取組状況

---

### (1) 指標に関する評価

---

第4次計画では、基本目標として、①地域福祉を担う人づくり、②支え合いの地域づくり、③利用者に合った福祉サービスのしくみづくり、④安心して暮らせる福祉の環境づくりの4つを設定し、そのもとに7施策を設定した施策体系としておりました。各施策については、2017年度（平成29年度）の秋田市地域福祉市民意識調査の結果を基に、17の指標を設定しています。第5次計画策定に向けて2022年度（令和4年度）に行った意識調査の結果により、これらの指標に関する評価を行いました。

両年度の調査結果における数値を比較したところ、3つの指標で数値の改善、2つの指標で横ばい、5つの指標で数値の悪化が見られました。

改善した3つの指標、施策2の「福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人」、「高齢者（65歳以上）で福祉の仕事やボランティア活動をしている人」、および施策6の「地域包括支援センターの認知度」では数値が改善し、このうち「福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人」では目標を達成しました。

悪化した5つの指標のうち、8～9パーセント減少と数値の変動が大きいものとして、施策4の「担い手の連携による取組の推進」、施策5の「福祉サービスの充実」、施策7の「緊急時に備えるための地域活動の推進」および「地域や住宅のバリアフリー化の推進」の4つの指標が挙げられます。

少子高齢化や人口減少の急速な進行などにより、核家族地域活動の担い手不足や社会的なつながりの希薄化が進行するなか、各施策の実施や地域の取組により、ある程度の成果はあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による地域福祉活動の低下や収束後の活動回復の遅れなどの要因もあり、状況を改善するには至っていないと考えられます。

◎白矢印は状況が改善、黒矢印は状況が悪化している。

施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上

指 標	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人 ※	54.8%	60.0%	51.6% ↓

※「取組に関わっている人」と「理解しているが行動には至っていない」人との合計。

施策2 担い手の育成・支援

指 標	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	9.7%	11.0%	11.3% ↑
高齢者（65歳以上）で福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	7.3%	11.0%	8.6% ↑

施策3 地域活動の推進

指 標	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
地域活動（地域自治活動や市民活動）に参加している人 ※	50.4%	54.0%	49.6% ⇐

※活動分野を選択する質問となっているが、複数回答可能のため、100%から「参加していない人」「無回答」の合計を差し引いた割合。

施策4 担い手の連携による取組の推進

指 標	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
住民団体や関係機関（町内会、地区社会福祉協議会など）が連携して活動することが多くなったと「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	20.7%	22.0%	11.6% ↓

施策5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

指 標	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
福祉保健サービスが充実し、適正に供給されていると「感じる」「どちらかといえば感じる」の割合の合計	27.5%	29.0%	18.8% ↓

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 施策6 相談体制の充実と情報の提供

指 標 (参考)	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
地域包括支援センターの認知度	41.3%	50.0%	45.5% ↑
子ども未来センター(現・子ども家庭センター)の認知度	21.0%	22.0%	21.5% ⇔

### 施策7 地域生活における安全安心の確保

指 標 (参考)	2017年度	目 標 2023年度	2022年度
防災、急病など緊急時に備えるための地域活動(地域での災害時要援護者への支援、救急医療情報キット(安心キット)の取組など)が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	34.4%	36.0%	24.6% ↓
地域(公共施設、歩道など)や住宅のバリアフリー化(段差を少なくするなど)が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	41.7%	43.0%	33.1% ↓

## (2) 施策ごとの市の取組状況

## ア 全体の取組状況

7の施策ごとの市の取組状況について、各施策のなかの取組（事業）が施策の目的に沿った成果を上げているかを、A B Cの三段階評価で検証しました。

その結果、全90の取組（事業）について、A評価が37、B評価が52、C評価が1となり、計画期間中に新型コロナウイルス感染症や令和5年豪雨災害の影響があった中で、おおむね順調に進捗したと考えられます。一部課題があるものについては、分野ごとの実施計画において、事業の見直しが必要です。

- A 十分な成果を上げた（8割以上の成果を上げた、事業期間中に見直しを行い現在は十分な成果を上げている、十分な成果を上げ事業が終了した、など）
- B ある程度の成果を上げた（4～7割程度の成果を上げた、一部課題や取組が不十分であり、一部見直ししながら事業を進めていく必要がある、など）
- C 内容の見直しが必要（あまり成果が上がっておらず、廃止を含め、事業の抜本的な見直しが必要であるなど）

施 策	取組数	A評価	B評価	C評価
施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上	6	2	4	—
施策2 担い手の育成・支援	13	3	10	—
施策3 地域活動の推進	12	4	8	—
施策4 担い手の連携による取組の促進	10	5	5	—
施策5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供	26	11	14	1
施策6 相談体制の充実と情報の提供	8	5	3	—
施策7 地域生活における安全安心の確保	15	7	8	—

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### イ 主な取組指標による実績

アの取組ごとの進捗状況をABCの三段階で評価したほか、計画の達成度が判断できるよう、主な取組には指標を設定しておりました。

その結果、34事業のうち、目標値から「↑ 好転」した事業が7項目、「→ 横ばい」が18項目、「↓ 悪化」が7項目となっております。なお、8事業においては目標値を達成しております。

一部事業については、新型コロナウイルス感染症や令和5年豪雨災害の影響があったものの、おおむね順調に進捗したと考えられます。「↓ 悪化」となった一部事業については、分野ごとの実施計画などにおいて、事業の見直しが必要です。

#### ・【評価基準】

評価	評価説明
↑ 好転	策定時の実績から、20%以上好転した
→ 横ばい	策定時の実績から、20%を超えない増減に推移した
↓ 悪化	策定時の実績から、20%以上悪化した
※ 対象外	達成度の調査対象外となった、指標の内容を変更した

評価	令和5年度指標状況	
	指標数	割合(%)
↑ 好転	7	20.6
→ 横ばい	18	52.9
↓ 悪化	7	20.6
※ 対象外	2	5.9
計	34	100.0

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

	取組	指標	策定時実績	2023年度 (令和5年度)	目標値
施策1	男女共生社会の推進	男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという考え方	反対派47.8% (平成28年度)	反対派62.6% (令和3年度)	↑ 反対派56.0% (令和2年度)
	エイジフレンドリーシティの推進	カレッジにおけるエイジフレンドリーシティの認知度	70% (平成29年度)	76.1%	→ 81% (令和5年度)
	エイジフレンドリーパートナーづくりの推進	登録事業所数	81事業所 (平成29年度)	143事業所	↑ 180事業所 (令和2年度)
施策2	市民活動の促進	市民活動団体による市民交流サロン内の活動件数	349人 (令和元年度)	556人	↑ 349人 (令和7年度)
	認知症サポーターの養成	認知症サポーター養成講座受講者数	2,756人 (平成29年度)	856人	↓ 3,800人 (令和2年度)
	高齢者生活支援体制整備事業の推進	サービスの担い手養成研修への参加者	新規取組のため実績値なし	19人	↑ 60人 (令和2年度)
	介護支援ボランティアの推進	年間延べ活動者数	3,247人 (平成29年度)	登録者数324人	※ 4,500人 (令和2年度)
	傾聴ボランティア養成事業の推進	ボランティア活動者数	12人 (平成29年度)	令和2年度末で事業廃止	※ 20人 (令和2年度)
	生涯学習(社会参加活動)の推進	高齢者教育事業参加者数	8,081人 (平成29年度)	6,036人	↓ 9,100人 (令和2年度)
	老人クラブ活動の活性化	新規クラブ数	1団体、100人 (平成29年度)	0団体、0人	↓ 2団体、60人 (令和2年度)
施策3	市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進	世代間交流事業参加者数	1,154人 (平成29年度)	311人	↓ 1,500人 (令和2年度)
	住民の支え合いによるサービスの実施	訪問型サービスにおける住民主体サービスの実施割合	新規取組のため実績なし	実績なし	→ 7% (令和2年度)
	地域コミュニティ活動への支援	地域づくり交付金交付件数	55件 (平成29年度)	37件	→ 65件 (令和2年度)
施策4	見守りネットワーク協議会の開催	協議会の毎年開催	未開催	未開催	→ 協議会の毎年開催
	認知症高齢者などの見守り体制の構築	見守り協定締結件数	11件 (平成29年度)	23件	↑ 20件 (令和2年度)
	認知症高齢者の地域生活への支援	認知症地域支援推進員の配置数	9人 (平成29年度)	20人 (市職員2人含)	↑ 12人 (令和2年度)
	認知症高齢者の地域生活への支援	認知症初期集中支援チームの支援終了後(モニタリング時)に何らかのサービスにつながっている割合	新規取組のため実績なし	83.3%	↑ 100% (令和2年度)
	地域包括ケア会議の充実	地域ケア会議の開催回数(個別ケース・定期開催の計)	108回 (平成29年度)	100回	→ 144回 (令和2年度)



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

	取組	指標	策定時実績	2023年度 (令和5年度)		目標値
施策5	「食」の自立支援事業	延べ利用回数(高齢者のみ)	77,961回 (平成29年度)	88,876回	→	101,017回 (令和2年度)
	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備	在宅医療・介護連携推進協議会および部会の開催回数	5回 (平成29年度)	4回	→	9回 (令和2年度)
	成年後見制度利用支援事業	後見等市長申立て件数	9件 (平成29年度)	9件	→	12件 (令和2年度)
	生活困窮者への相談・支援	新規受付件数	441件 (平成29年度)	408件	→	541件 (令和2年度)
		プラン作成件数	127件 (平成29年度)	75件	↓	134件 (令和2年度)
		就労支援対象者数	47人 (平成29年度)	43人	→	69人 (令和2年度)
	健康づくり・生きがいをづくり支援事業	健康づくり・生きがいをづくり支援事業の実施件数	78件 (平成29年度)	85件	→	78件 (令和2年度)
		地域サロン事業の実施件数	37件 (平成29年度)	39件	→	38件 (令和2年度)
		いきいきサロン事業の参加者数	1,251人 (平成29年度)	603人	↓	1,232人 (令和2年度)
	高齢者就業機会確保事業	会員数	956人 (平成29年度)	877人	→	1,000人 (令和2年度)
高齢者コインバス事業	コインバス資格証明書の交付率	61.28% (平成29年度)	67.23%	→	64% (令和2年度)	
施策6	在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進	市民講演会の開催回数	1回 (平成29年度)	1回	→	3回 (令和2年度)
	高齢者生活支援情報提供事業	秋田市暮らしに役立つサービス冊子作成部数	25,000部 (平成29年度)	20,000部	→	25,000部 (令和2年度)
施策7	消費者啓発	消費生活出前講座開催数	36回 (平成29年度)	35回	→	50回 (令和2年度)
	緊急通報システム事業	緊急通報システムの設置台数	567台 (平成29年度)	396台	↓	555台 (令和2年度)
	既存公共施設等のバリアフリー化の促進	「秋田市バリアフリー基本構想」に位置づけた特定事業等の整備進捗率	94.1% (平成29年度)	100%	→	100% (令和2年度)

### (3) 重点事業の取組状況

第4次計画では、課題解決に向けた公・共・私の役割分担と連携による地域福祉活動の先導的取組とするため、2つの重点事業を設定していました。これらの取組状況について検証しました。

#### ア 重点事業1 包括的支援体制の整備

地域包括支援センターなどが把握する高齢者世帯を調査して、「8050問題（高齢の親が中高年のひきこもり者を養育）」の対象者を把握するなど状況把握に努めました。また、「包括的支援体制の整備に関する取組指針」を策定し、福祉に関する市の相談機関を集約して市ホームページなどで公開しました。これらを関係機関と共有しながら、既存の支援体制を有効活用し、各相談支援機関との連携を図りました。

さらに、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができるようにするために「再犯防止推進計画」を、認知症や知的・精神障がい等で判断能力が不十分な方が権利や財産を侵害されずに安心して暮らせるように「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

このように一定の成果がありましたが、新型コロナウイルス感染症や令和5年豪雨災害では、複合的な課題や制度の狭間にある世帯が、支援制度を利用できずに取り残されるなどの問題が顕在化しました。また、指標としていた地域福祉市民意識調査の結果では、「地域福祉の取組に関わっている人」の割合も目標に及ばず、横ばい状態（5.3%→5.1%）となっています。

国では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、④アウトリーチ等による継続的支援、⑤多機関協働、⑥支援プランの作成を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施を求めており、本市でも他都市事例や実施手法の検討を進めております。

こうした中、令和5年豪雨災害では、被災者の復興支援のため、秋田市社会福祉協議会に「地域支え合いセンター」を設置し、被災者一人ひとりの生活再建に向けた取組を続けています。地域支え合いセンターの取組は重層的支援体制整備事業と類似性・親和性が高いことから、取組内容を検証し、重層的支援体制整備事業への移行につ

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

いても併せて検討していくことが必要です。

### (7) 事業概要

複数の分野が複合した課題、制度の狭間に位置する課題に対して、社会的な孤立の予防にも対応しながら、様々な主体が連携して取り組む支援体制の整備を図る。

#### (イ) 目標

地域住民が地域の課題や特性について考え、主体的に地域福祉に関わることを促しながら、複合化・複雑化した課題や制度の狭間に位置する課題を抱える人への必要なサービスや支援の適切な提供ができるような包括的な支援体制の整備を図る。

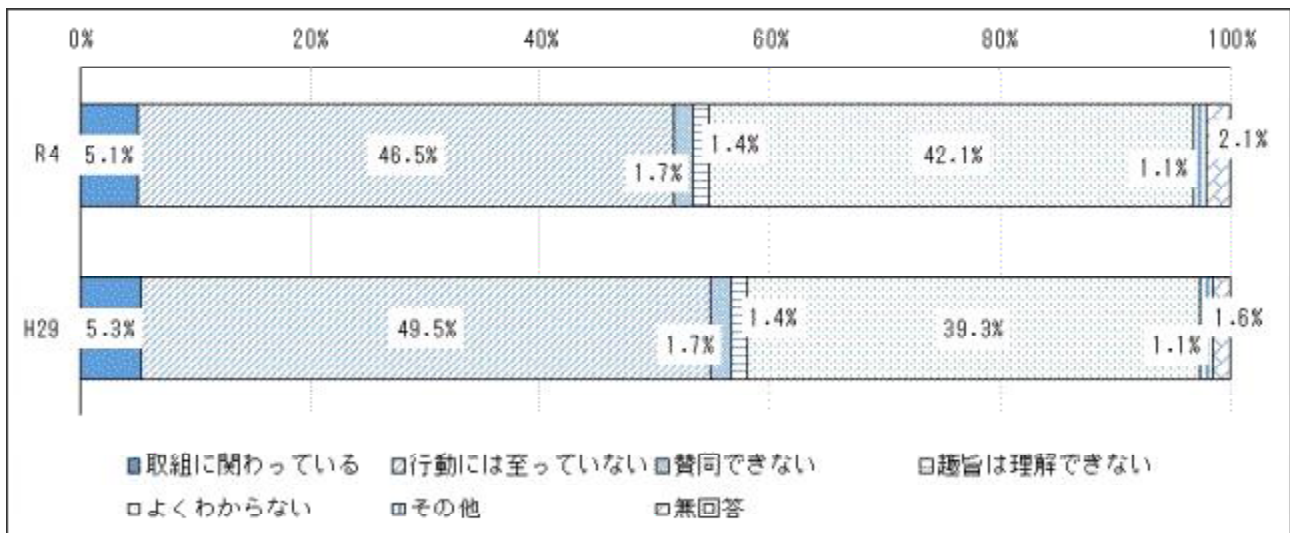
#### (ウ) 取組状況

事業計画		取組状況
年度	項目	
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関に聞き取りし、連携の実態把握</li> <li>・ 関係機関の連携手法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「8050問題」状況把握のため、地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所が担当している高齢者世帯の調査を実施した。</li> <li>・ 東北県庁所在市と更生支援に関して意見交換したほか、法務省、秋田県保護観察所および秋田地区保護司会と再犯防止推進に関する意見交換をした。</li> </ul>
2020 2024	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関の連携手法の検討(随時)</li> <li>・ 検討を経た連携手法の順次実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひきこもりの人やその家族等に対して、相談員が相談に応じる訪問型の支援(アウトリーチ)を実施した。</li> <li>・ 本市における包括的支援体制の取組状況について取りまとめ、包括的支援体制の整備に関する取組指針を策定した。</li> <li>・ 犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援するため、秋田市再犯防止推進計画を策定した。</li> <li>・ 認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十</li> </ul>

		<p>分な方が成年後見制度を利用し、権利や財産が侵害されることなく安心して暮らしていくことができるよう、秋田市成年後見制度利用促進基本計画を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援体制整備事業について、他都市の取組状況・動向などの情報収集を行い、本市で取り組む場合の経費や取組方法等の検討を行った。</li> <li>・令和5年7月豪雨、9月大雨の被災者支援のため、地域支え合いセンターを秋田市社会福祉協議会に設置し、市の関係課所室からなる復興支援チームと連携しながら、アウトリーチやケース会議などを通じ、被災者一人ひとりの復興支援に取り組んだ。</li> </ul>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指 標 (参考)	現 状 2017年度	目 標 2023年度	2022年度
地域福祉の取組に関わっている人	5.3%	7.3%	5.1%

地域福祉の趣旨についてどう考えているか（秋田市地域福祉市民意識調査）



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### イ 重点事業2 災害に備えた支え合いの地域づくり

「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、要援護者ごとの個別避難支援プラン作成など地域における避難支援体制の整備に向けた取組を推進しました。

個別避難支援プラン作成のプロセスやプランの必要性等が十分理解されておらず、取組が進んでいない地域もあるため、計画作成者や支援者などから意見を聞き取り、「地域での避難支援体制づくりの手引き」の見直しを行いました。

その上で、各市民サービスセンターと連携して地域での避難支援体制作りのための説明会を開催するなどして、地域での個別避難支援プラン策定の支援を行いました。

また、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、危険区域に居住するなど特に優先度の高い要援護者について、行政が個別避難支援プランを作成することが努力義務となりました。そのため、優先的に作成が必要な要援護者約600名を抽出し、秋田市社会福祉協議会に業務委託して、作成に取り組みました。

しかし、詳細な個人情報の提供に抵抗感がある要援護者も一定数いることや、災害時に避難誘導を行う支援者の確保などの課題があり、2013年度までのプラン作成数は、指標としていた2,150件に及ばない1,543件にとどまっています。

一方で、市民意識調査で、近所の人に手助けしてほしいことを聞いたところ（複数回答）、「災害時の避難支援」が30%と依然として高い割合となっており、引き続き息の長い取組が必要です。

また、災害対策基本法施行規則の改正により、受け入れ対象者を事前に特定し直接避難できるようになったことを受けて、二次避難所としていた福祉避難所のうち、障がい者施設・特別支援学校について、直接避難が可能な指定福祉避難所とすることとし、災害時の受入体制を強化しました。令和5年の豪雨の際には、避難者をケアする人員の確保が難しかったこともあり、福祉避難所は開設されませんでした。今後は、指定福祉避難所の範囲の拡大や、関係団体と連携しての人員確保などが必要となっています。

令和5年7月豪雨災害および9月大雨災害は、本市各地域に甚大な被害をもたらし、災害ボランティアセンターの設置や「災害ケースマネジメント」の考え方に基づき、地域支え合いセンターを秋田市社会福祉協議会に設置し、被災者一人ひとりへの伴走的な支援が行われました。一方で、公助共助における様々な課題がありました。その対応のため設置された「令和5年7月豪雨災害対応検証委員会」で検討された内容も

次期計画や「災害時要援護者の避難支援プラン」に反映していくことが必要です。

(7) 事業概要

たとえ自力での移動が困難でも、災害時には地域などの支援で無事に避難できるよう避難支援体制の構築など、災害に備えた支え合いの地域づくりを推進する。

(イ) 目標

災害時要援護者（自力での避難が困難な人）の避難支援体制の構築を図る。

(ウ) 取組状況

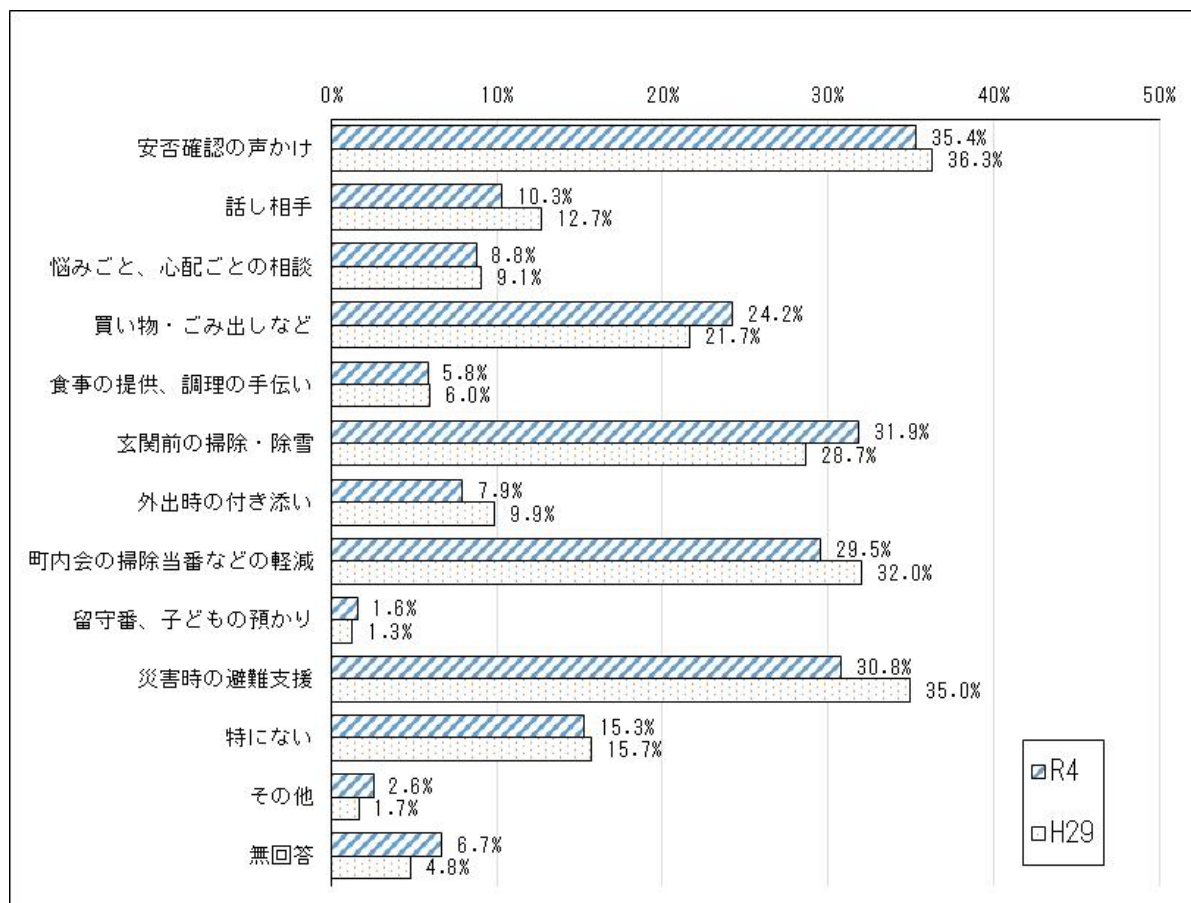
事業計画		取組状況
年度	項目	
2019 ～ 2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域での説明会の開催</li> <li>地域でのプラン作成者や支援者に聞き取りし、地域での避難支援体制づくりの実態把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者を支援するため、各市民サービスセンターと連携して地域での避難支援体制づくりに関する説明会を実施した。</li> <li>個別避難計画（個別避難支援プラン）の課題などについて、計画作成者や支援者に聞き取りした。</li> </ul>
2021 ～ 2024	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域での避難支援体制づくりの手引き」の見直し（随時）</li> <li>プラン周知の広報活動の実施</li> <li>地域での個別避難支援プラン作成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画作成者や支援者に聞き取りした内容を元に「地域での避難支援体制づくりの手引き」を見直した。</li> <li>各市民サービスセンターなどで避難支援体制づくりの説明会等を開催するなど、地域での個別避難計画作成を支援した。</li> <li>優先度の高い方の個別避難計画の作成を、秋田市社会福祉協議会に委託して実施し、優先度の高い方の個別避難計画の作成に活用するため、秋田市要援護者支援システムスタンドアロン版を市社協に設置した。</li> </ul>

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

		<p>・障がい者を対象とする福祉避難所について、直接避難が可能な指定福祉避難所に位置づけ、災害時の受け入れ体制を強化した。</p> <p>・7月豪雨、9月大雨の被災者支援のため、秋田市地域支え合いセンターを秋田市社会福祉協議会に設置し、市の関係課所室からなる復興支援チームと連携しながら、戸別訪問や地域でのサロン開催などを通じ、地域団体などとも協力しながら被災者一人ひとりの復興支援に取り組んだ。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指 標 (参考)	現 状 2017年度	目 標 2023年度	2023年度
個別避難支援プランの策定件数	1,084人	2,154人	1,543人

近所の人に助けてほしいこと（複数回答）（秋田市地域福祉市民意識調査）



## 5 地域福祉を取り巻く課題

---

### (1) 他の福祉関係の計画において課題として捉えている事項

地域福祉計画のもとに位置づけている各分野ごとの実施計画と第3次エイジフレンドリーシティ行動計画においては、「地域」に関わる事柄を課題と捉えて設定した基本目標等があり、地域福祉計画においても課題として捉える事項を含んでいると言えます。

#### ア 第11次秋田市高齢者プラン(計画期間:2024~2026年度)

本市を取り巻く状況や高齢者の実情に応じた保健・福祉サービスや介護サービスの提供量と提供体制を確保し、必要とされる各種の施策・事業が計画的に図られるようにすることを目的に策定したものです。

「自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会」を基本理念とし、地域の様々な主体が連携し高齢者の在宅生活の包括的な支援体制を目指す地域包括ケアシステムの構築、認知症施策・権利擁護の推進、介護予防・健康づくり施策・生活支援サービスの充実、生きがいづくりと社会参加の促進、介護保険サービスの質と量の確保など12の基本目標を設定し、取り組んでいくこととしています。

#### イ 第6次秋田市障がい者プラン(計画期間:2024~2029年度)

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、障がいのある方の日常生活および社会生活を総合的かつ計画的に支援し、社会参加の実現、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、教育との連携および地域生活の充実を目指して策定したものです。

「分かり合い、支え合い、自分らしく共に生きていくまち」を基本理念とし、権利の擁護の推進、情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実、地域生活支援の充実、自立と社会参加の促進など6つを基本理念の実現に向けた施策に掲げ、取り組んでいくこととしています。



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### ウ 第4次秋田市子ども・子育て未来プラン(計画期間:2025~2029年度)

未来を担うすべてのこどもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指し、安心してこどもを生ま育てやすい環境づくりに取り組むため、支援制度の円滑な実施と支援策のさらなる充実に向けて策定したものです。

「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ~笑顔あふれるこどものまち~」を基本理念とし、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、地域におけるこども・子育て支援の充実、ワーク・ライフ・バランスの推進、こどもと家庭へのきめ細かな支援など7つの基本目標を設定し、取り組んでいくこととしています。

### エ 第3次健康あきた市21(計画期間:2024~2035年度)

市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる活力ある地域社会を目指し、生活習慣病の発症や重症化を予防し、社会生活を送るために必要な機能を維持・向上することにより生活の質の向上を図り、健康で元気に生活できる期間を延ばすこと(健康寿命の延伸)を目的に策定したものです。

温かな関係性を含んだつながりを持つことができる環境やこころの健康を守る社会環境の整備、市民が主体的に健康づくりに向けて行動する取組など5つの基本方針を設定し取り組んでいくこととしています。

### オ 第3次エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)行動計画

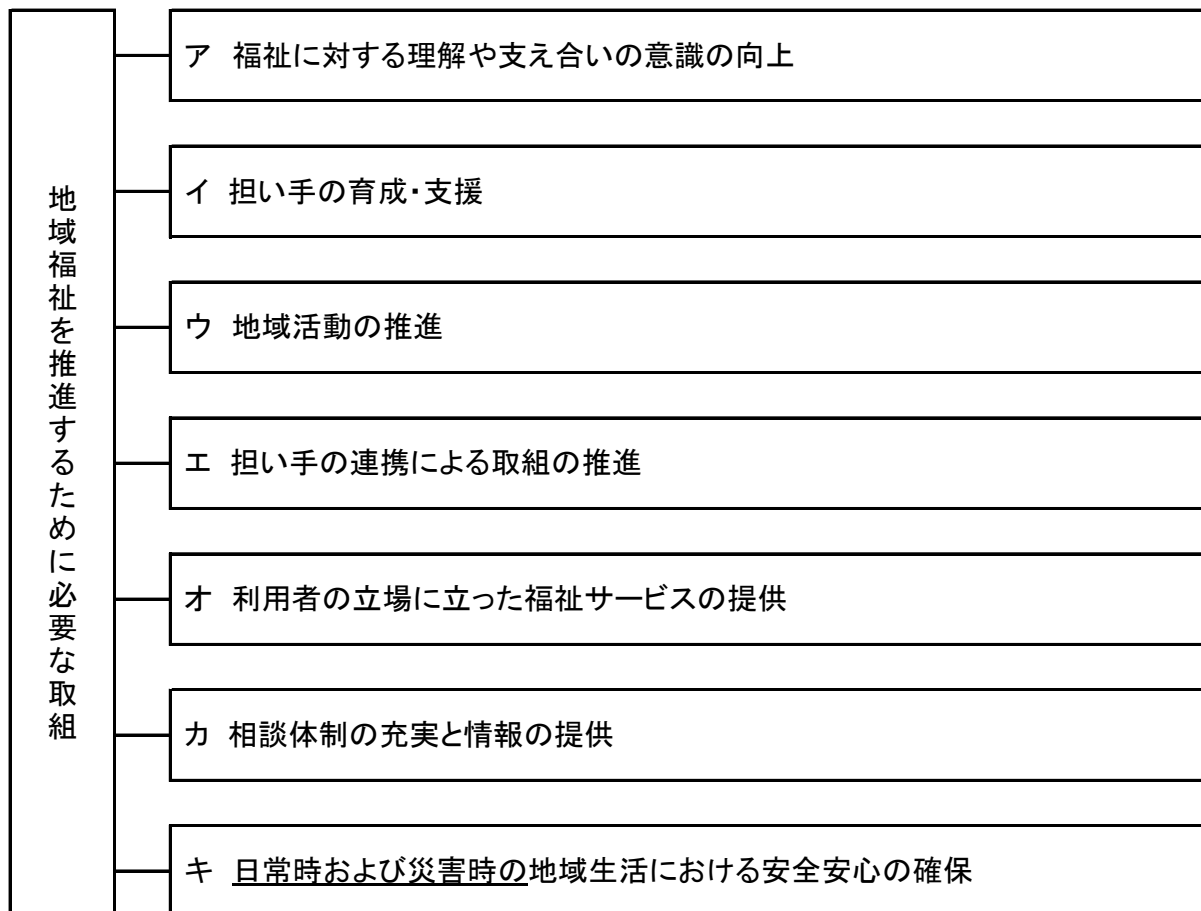
(計画期間:2022~2026年度)

高齢化をマイナスに捉えるのではなく、人口構成の変化等による様々な課題に向き合い、誰もがコミュニティに関わり、その人らしくいきいきと暮らすことができる社会づくりを目指して策定したものです。

あらゆる世代への意識醸成、地域コミュニティ活動の推進、エイジフレンドリーパートナーとともに目指す暮らしやすい環境の整備、地域の課題解決に向けた産学官民一体の共創体制の推進の4つを重点的な取組と捉え、「ともに考え ともにつくる エイジフレンドリーシティ 高齢者にやさしい都市 ~誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会をめざして~」を基本理念とし、生涯を通じた生きがいづくりや社会参加の促進、高齢者の就業や市民参加の機会創出、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりなど8つの基本目標を設定し取り組んでいくこととしています。

(2) 課題の抽出

人口や福祉サービス利用者数等の推移、市民意識調査、第4次計画における取組の検証および他の福祉関係の計画における課題から、地域福祉を推進するための課題を抽出し、必要な取組を以下のとおり整理しました。



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### ア 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上

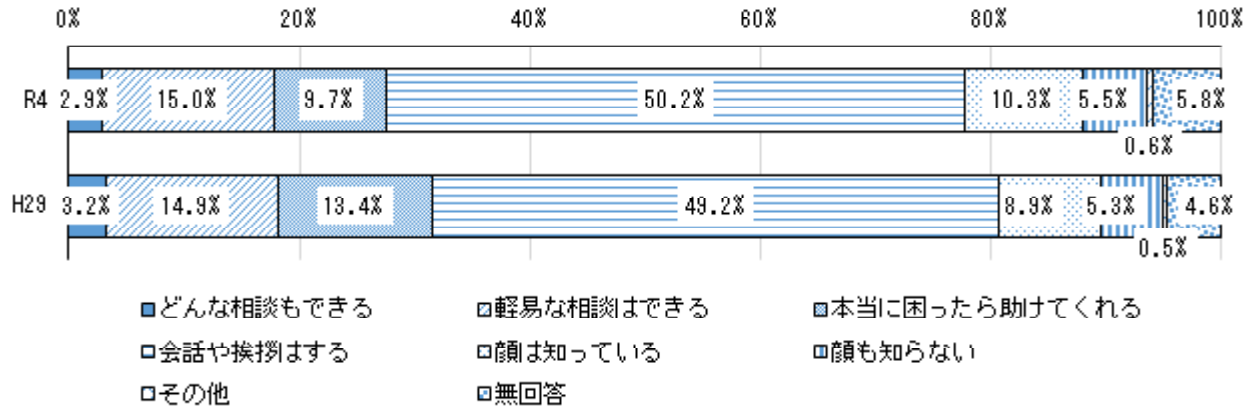
人口減少・少子高齢化の進行に伴って、世帯人員の減少および高齢者単独世帯や高齢夫婦のみ世帯（夫婦のうち少なくとも1人は高齢者）が増加することにより、家庭の扶養能力（育児・介護機能）が低下しています。また、5年ごとに行っている市民意識調査で「近所の人とのつきあいの程度」を聞いた結果、相談できる人が近所にいるという回答の合計が27.6%で、前回調査（平成29年度）よりも3.9ポイント減少、平成24年度調査からは8.5ポイント減少しているなど、地域住民同士の関係の希薄化が見られ、地域社会が脆弱化し相互扶助力がさらに低下していると考えられます。第3次エイジフレンドリーシティ行動計画においても、地域コミュニティ活動の促進を課題と捉えています。

こうしたなかで、支え合いの地域社会を実現していくためには、市民一人ひとりが毎日の暮らしのなかで、互いに認め合い、年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、互いに尊重しあう姿勢が重要です。

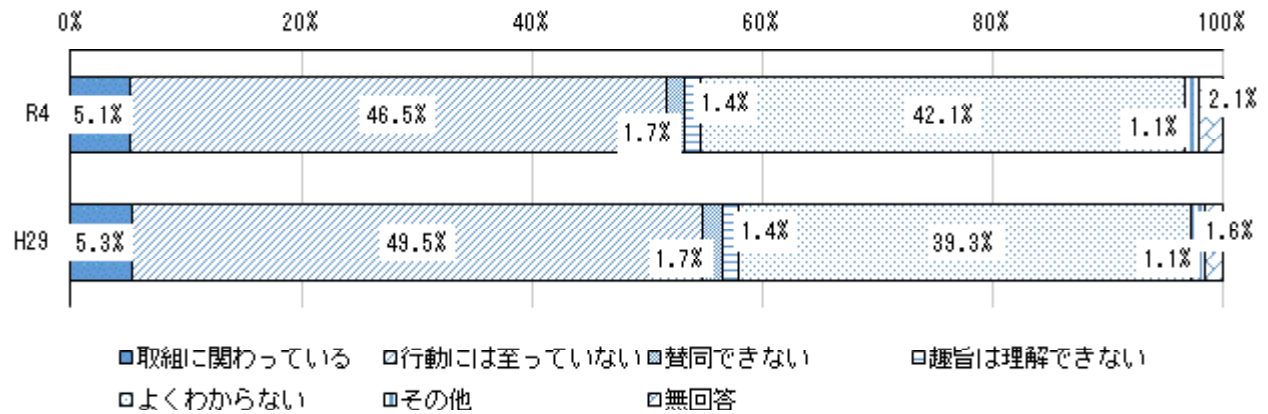
地域福祉の趣旨「誰もが身近な地域社会で自立した生活が営めるよう、みんなで支え合う地域社会をつくっていくこと」についての市民の理解は、市民意識調査によれば、「理解できるが行動には至っていない」が46.5%で最も多いものの、前回と比べて3.0ポイント減少、平成24年度調査からは9.4ポイント減少しており、その傾向にさらに拍車がかかっています。また、「よくわからない」の回答が42.1%で2番目に多く、2.8ポイントの増加となっています。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、引き続き「（市民一人ひとりの）福祉に対する理解や支え合いの意識の向上」のための取組が必要です。

近所の人とのつきあいの程度  
(秋田市地域福祉市民意識調査)



地域福祉の趣旨に対する考え方  
(秋田市地域福祉市民意識調査)

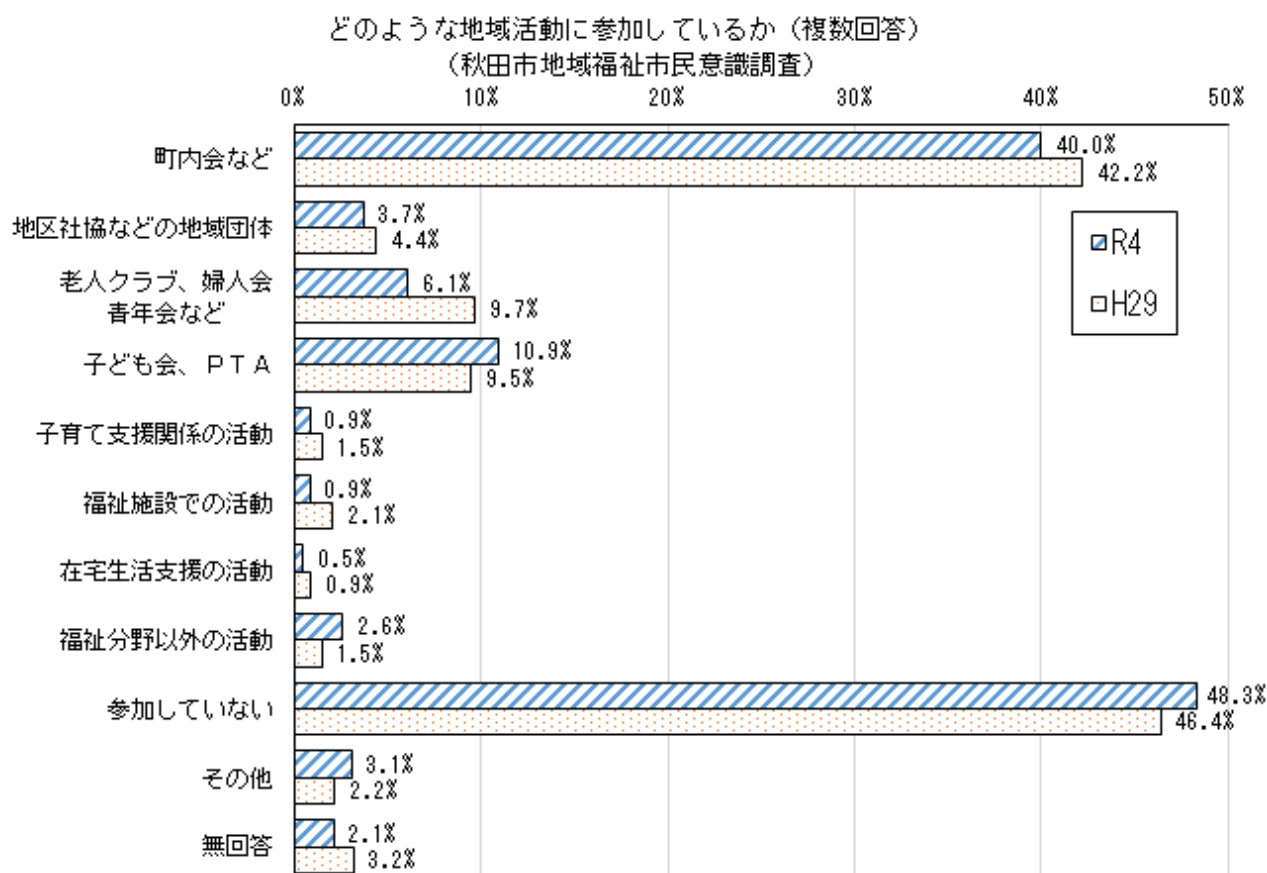


### イ 担い手の育成・支援

地域福祉推進の担い手として、町内会などの住民団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人などの役割が重要になっています。しかし、第4次計画における「施策2 担い手の育成・支援」の目標（福祉に関わるボランティア活動をしている人の割合15.0%）は、第3次計画の数値から据え置いたにも関わらず、依然として達成できていない状況です。他の福祉関係の計画においても担い手不足に関する事項が課題として挙げられています。

このようなことから、引き続き、地域福祉活動の中核となる「担い手の育成・支援」の取組が必要です。

地域活動に参加している人は、地域福祉推進の担い手ともなりますが、市民意識調査では、「地域活動に参加していない」人の割合が48.3%であり、2人に1人は参加していない状況です。他の福祉関係の計画では、高齢者や障がい者が自身の能力を活かして地域活動へ参加するなどの社会参加の促進を基本目標等に掲げています。



### ウ 地域活動の推進

市民意識調査によれば、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で日常生活を続けていくために理解と協力が一層必要なのは「家族」という回答が62.8%で最も多く、次いで「行政機関」54.5%、「施設、事業者」44.3%、「近所の人」33.5%という結果でした。前回調査と比較して、「行政機関」が8.7ポイント、「施設、事業者」が1.3ポイント増加したのに対し、「家族」が8.6ポイント、「近所の人」が6.5ポイント、「町内会・自治会」が3.2ポイント減少しています。しかし、住み慣れた地域で暮らすには「近所の人」「町内会・自治会」すなわち地域の役割は重要であると言えます。

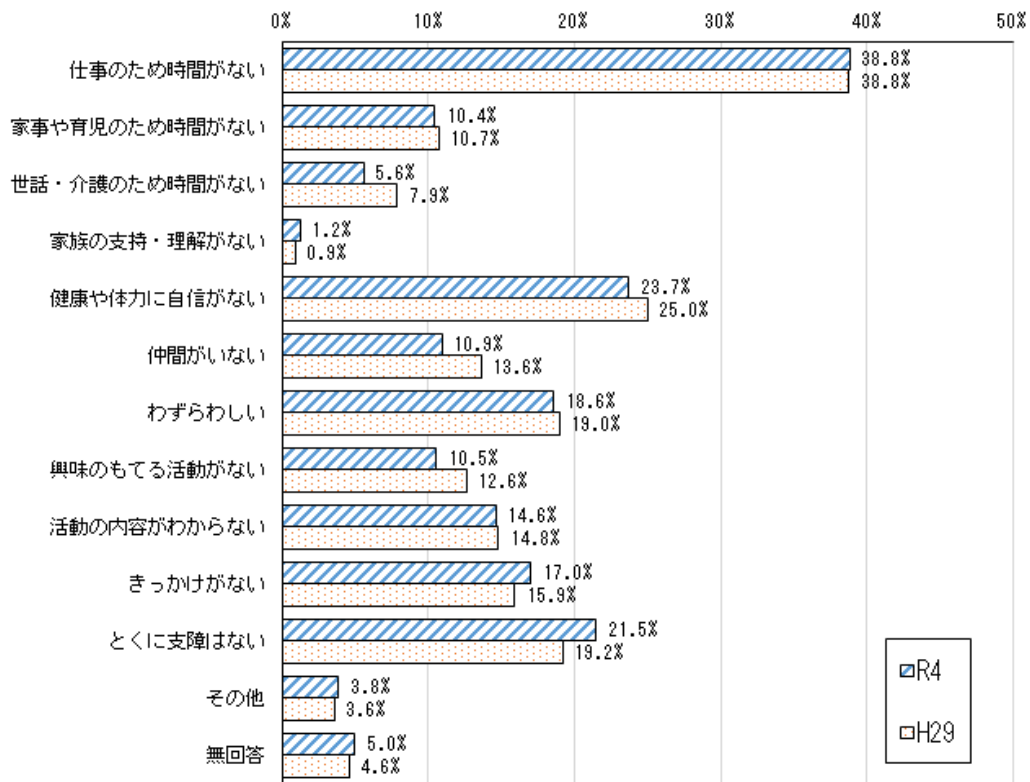
一方で、第4次計画における「施策3 地域活動の推進」の評価指標としていた「地域活動に参加している」人は49.6%となっており、目標の54.0%を達成できませんでした。しかし、地域活動に参加するとき支障になることとして、「興味の持てる活動がない」が10.5%、「活動の内容（どのような活動があるのか）がわからない」が14.6%、「きっかけがない」が17.0%となっており、地域活動が盛んになることで、今後、参加する可能性があると考えられる回答が一定程度ありました。

さらに、令和2年の社会福祉法の改正では、地域福祉を推進するにあたり、地域住民等が特に留意すべき点として、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とあげられています。

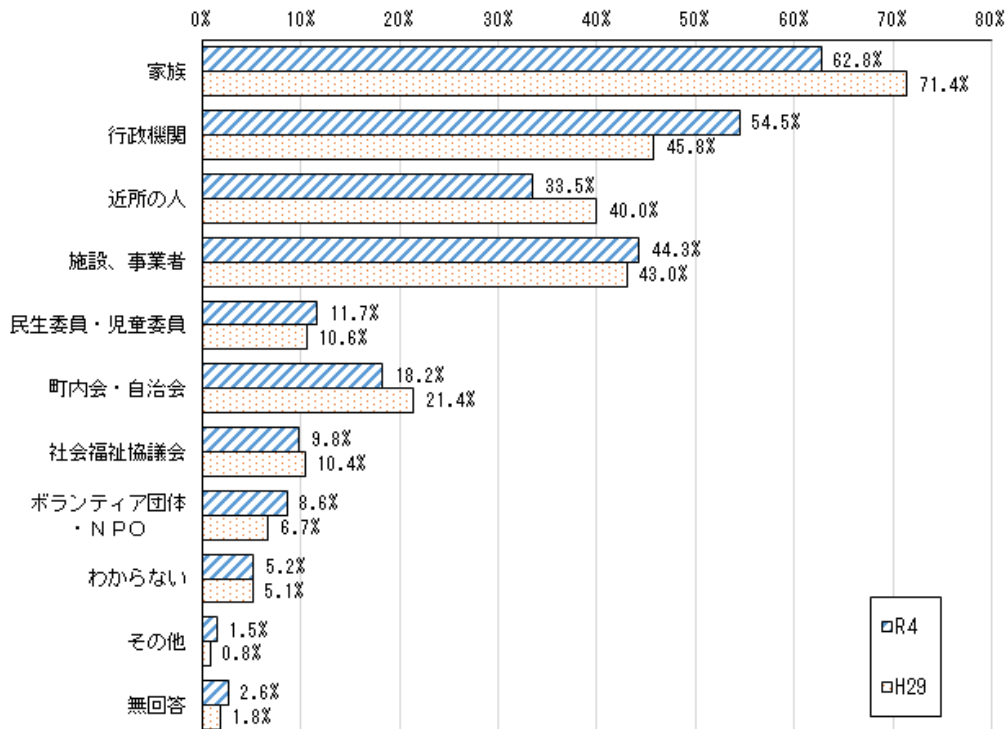
このようなことから、引き続き「地域活動の推進」に努め、地域住民が生活課題を共有し解決に取り組んでいけるようにしていくことが必要です。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

地域活動に参加するときに支障になること（複数回答）  
（秋田市地域福祉市民意識調査）



高齢者や障がい者が住み慣れた地域で日常生活を続けていくために理解と協力が一層必要と思う相手（複数回答）  
（秋田市地域福祉市民意識調査）

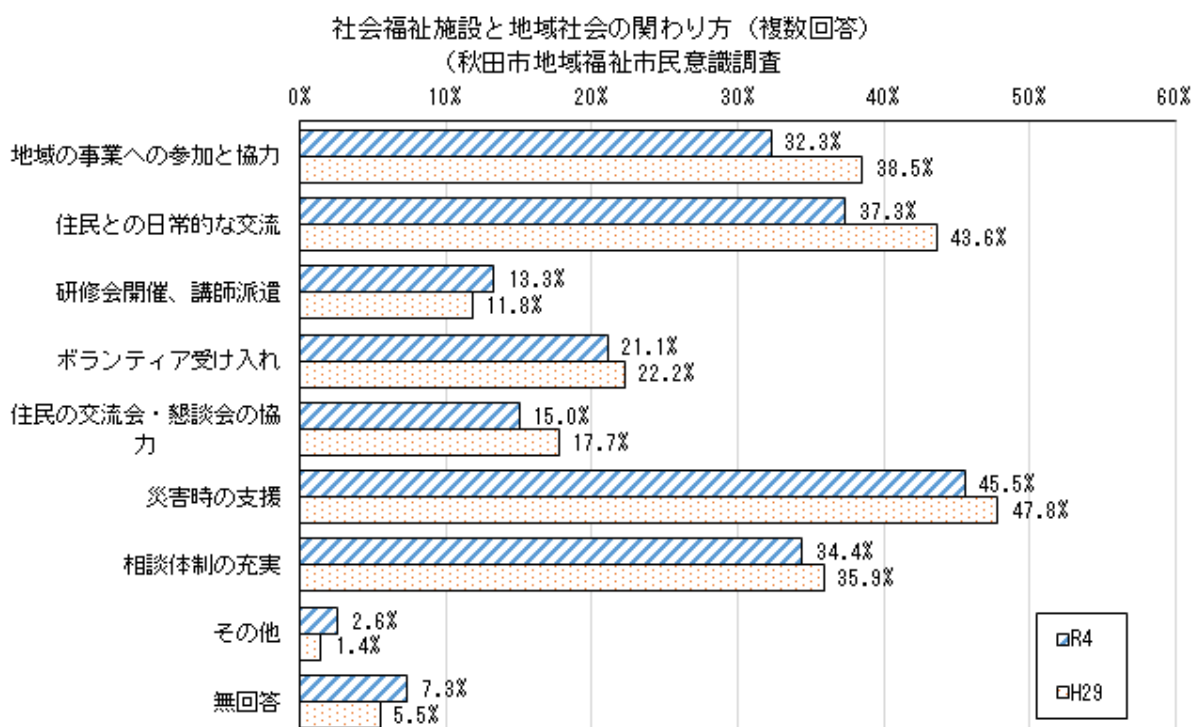
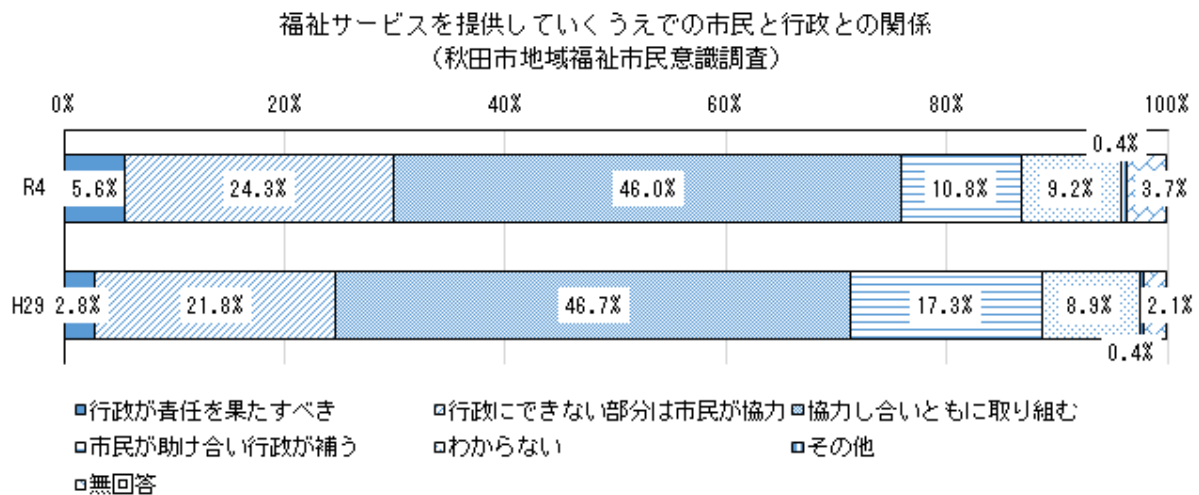


エ 担い手の連携による取組の推進

市民意識調査によれば、福祉サービスを提供していくうえで「行政が責任を果たすべきであり、市民はそれほど協力することはない」の回答が5.6%と前回調査より微増したものの、福祉サービスを提供するうえで市民と行政が連携すべきとの回答が大部分でした。社会福祉施設には、「施設の利用者と地域住民との日常的な交流」や「災害時の避難受け入れなどの支援」などへの関わりを望む回答が多い結果となりました。

また、第11次高齢者プランでは、地域の様々な主体が連携し高齢者の在宅生活の包括的な支援体制を目指す地域包括ケアシステムの構築を基本目標に掲げています。

このようなことから、「担い手の連携による取組の推進」が必要です。



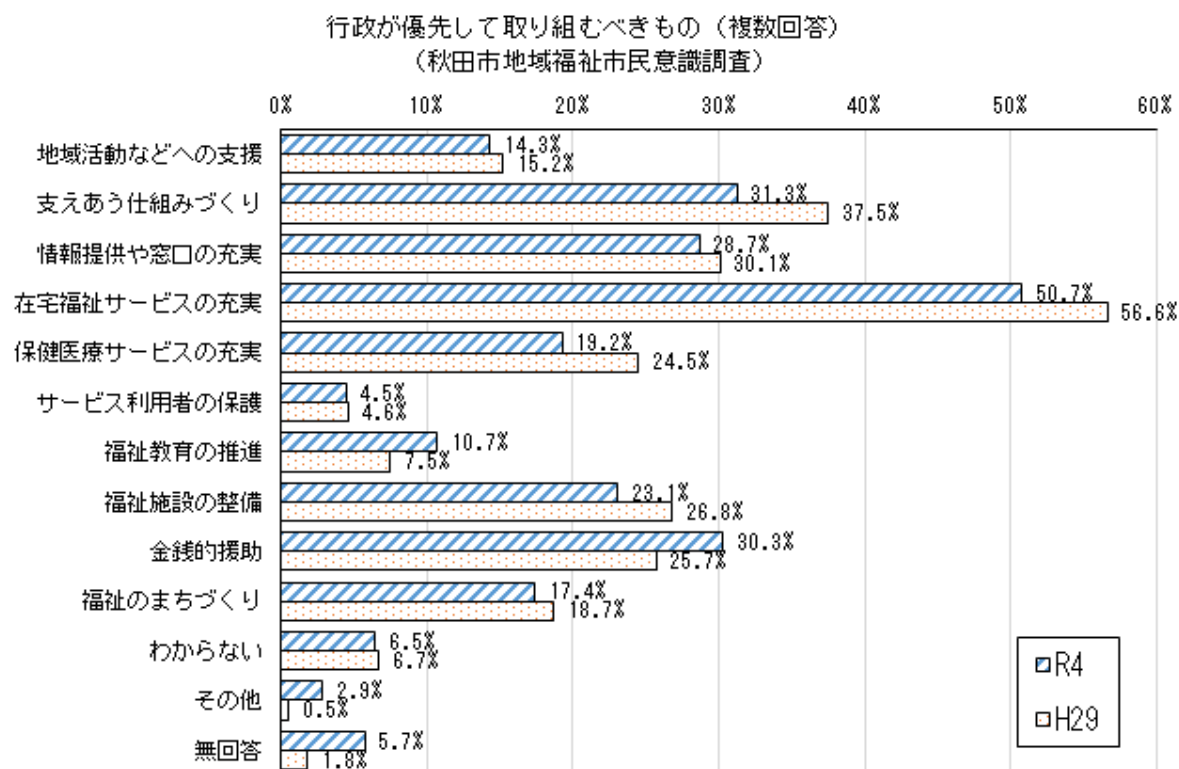


オ 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

市民意識調査では、行政が優先して取り組むべきものとして、「在宅福祉サービスの充実」が最も多い回答でした。他の福祉関係の計画においても、地域生活支援や介護予防のサービスの充実とそれら多様なサービスを利用できる地域づくりなど、可能な限り地域での生活を維持していくことを目指しています。

また、障がいと生活困窮など複数の分野が複合した課題、公的な福祉サービスの対象とならない、必要なサービスがないなど制度の狭間に位置する課題が存在していることから、平成29年の社会福祉法改正により、包括的な支援体制を整備していくことが市町村の努力義務とされ、令和2年の改正では、包括的支援体制の整備に当たっての市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨が規定されています。

このようなことから、誰もが地域において自立した生活を営むことができるようにするため、「利用者の立場に立った福祉サービスの提供」が必要となっています。



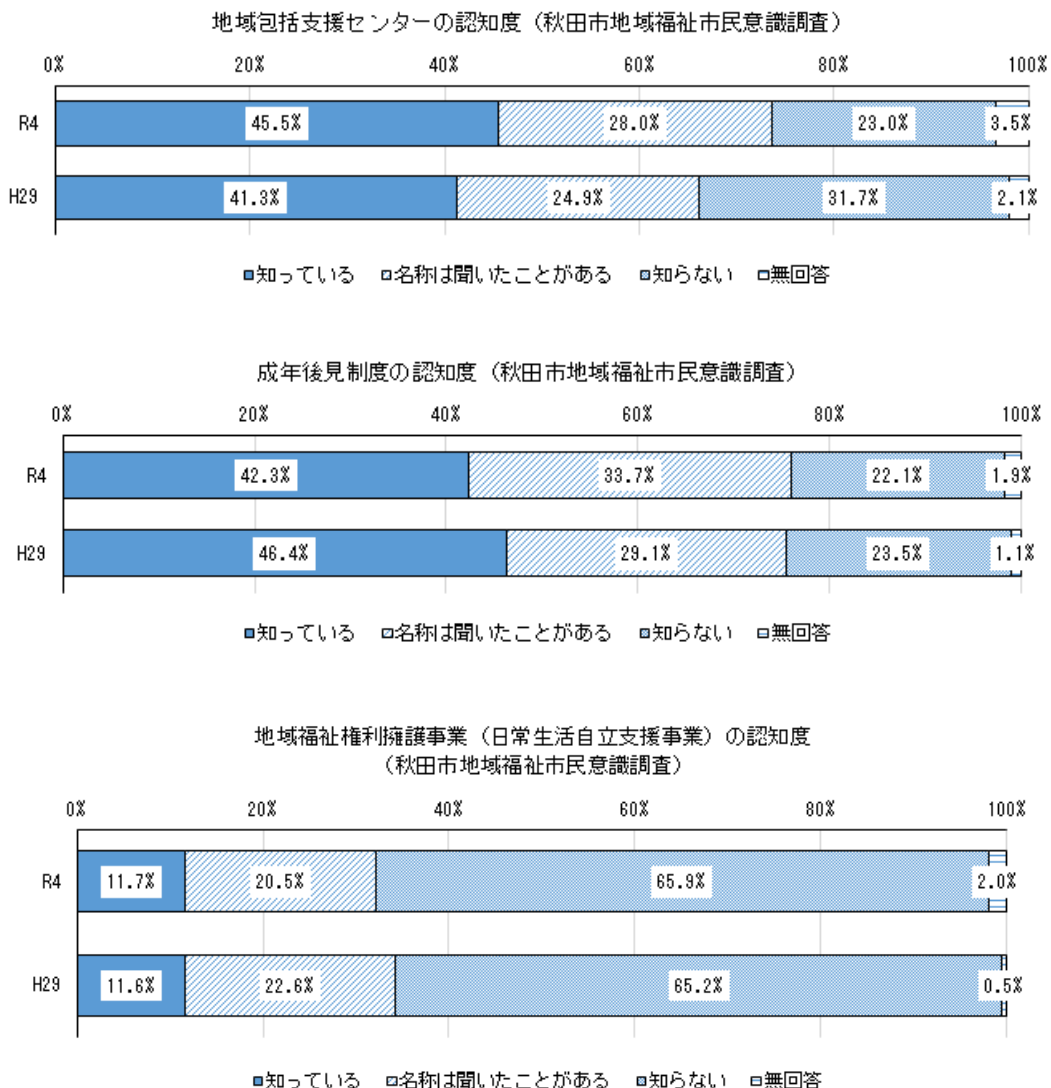
## カ 相談体制の充実と情報の提供

支援を要する市民を適切な支援に結びつけるためには、身近なところで気軽に相談ができ、その相談が確実に支援に結びつく体制をつくる必要があります。

また、支援を要する市民が、適切な福祉サービスを選択するためには、福祉サービスに関する正しい情報が得られるようにする必要があります。

市民意識調査で制度の認知度について調査したところ、地域の高齢者などに対して総合的な相談や支援を行う「地域包括支援センター」が前回調査と比べて向上している一方、判断能力が不十分な人のための「成年後見制度」や、判断能力の不十分な高齢者や障がい者の福祉サービス利用の援助などを生活支援員がする「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」のように向上が見られないものもあります。

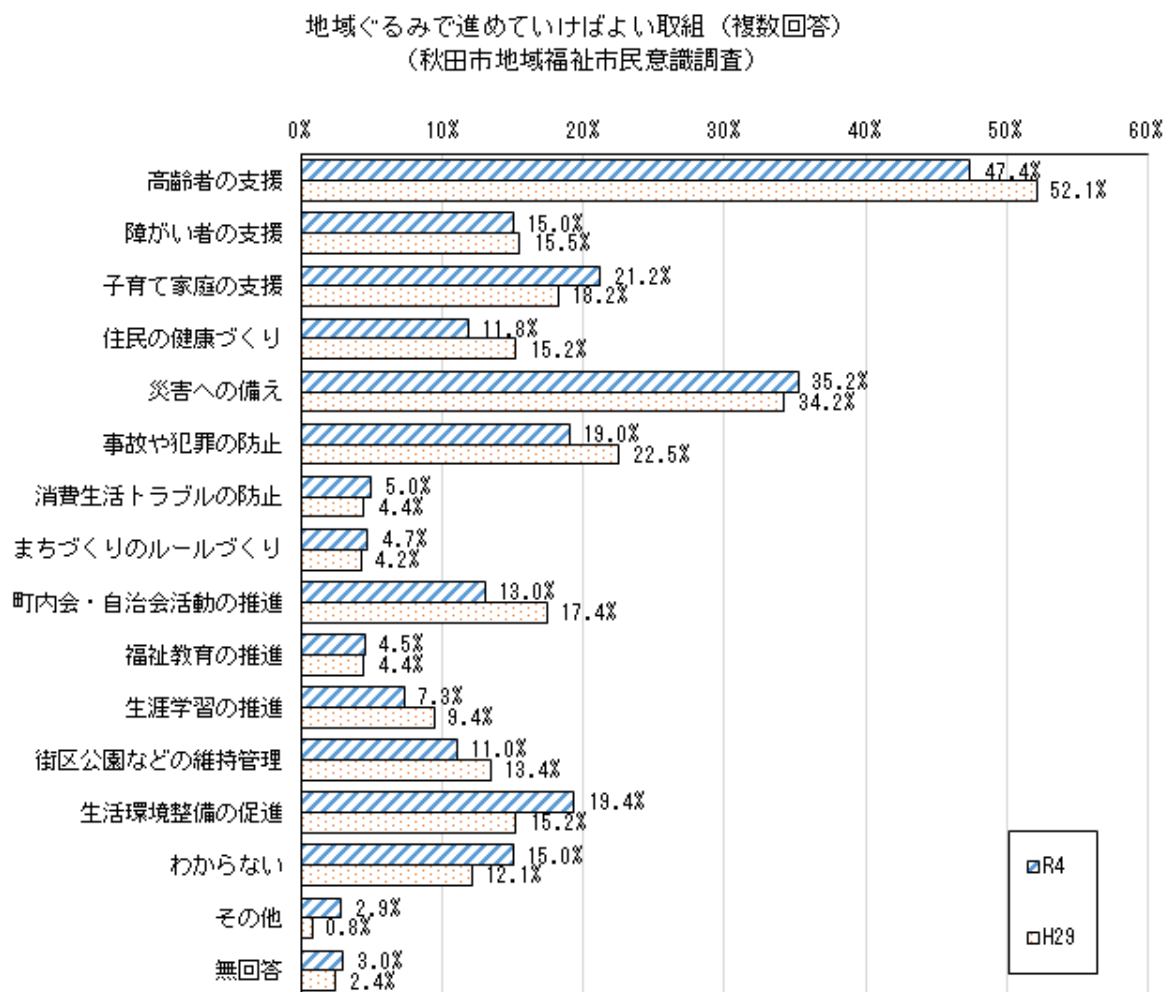
包括的な相談支援体制の整備が市町村の責務となっていることを考えると、地域福祉を推進するために、「相談体制の充実と情報の提供」が必須です。



キ 日常時、災害時の地域生活における安全安心の確保

市民意識調査では、地域ぐるみで進めていけばよい取組として、「高齢者の支援（見守り・安否確認など）」をあげた人が最も多く47.4%、次に「災害への備え」が35.2%となっています。また、地域社会（住民・地域団体）が行政とともに積極的に関わることで状況が改善できるものとしては、「生活道路のすみやかな除雪」「ひとり暮らし高齢者などの見守りによる孤立（独）死の防止」、「災害時要援護者に関する情報の共有による避難支援」、が高い数値となっています。

このようなことから、日頃からの見守りや声かけなどによる社会的孤立や自殺の予防、災害時に自力での避難が困難な人への避難支援、市民と行政の協働による除排雪など、誰もが地域において自立した生活を営むために、「日常時および災害時の地域生活における安全安心確保」に向けた取組が必要です。



地域社会が行政とともに関わることで状況が改善できるもの（複数回答）  
（秋田市地域福祉市民意識調査）

